

2025年9月1日以降保険始期 個人用火災総合保険専用

地震保険改定のご案内

平素より損保ジャパンをお引き立ていただきありがとうございます。

地震保険は、これまで複数回、保険料の改定を実施しました。このご案内は、直近の2022年10月地震保険改定を中心に記載しております。また、地震保険期間の始期日が2025年9月1日以降となるご契約の契約方式を改定します。

ご契約(更新)にあたり、現在のご契約からの変更点をご確認ください。

1. 近年の保険料改定の背景

地震保険の保険料は「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき、損害保険料率算出機構が算出した「地震保険基準料率(以下、料率)」を使用しています。

直近の2022年10月改定について以下のとおりご説明します。

2022年10月改定の詳細は
損害保険料率算出機構の
ニュースリリースを
ご参照ください。



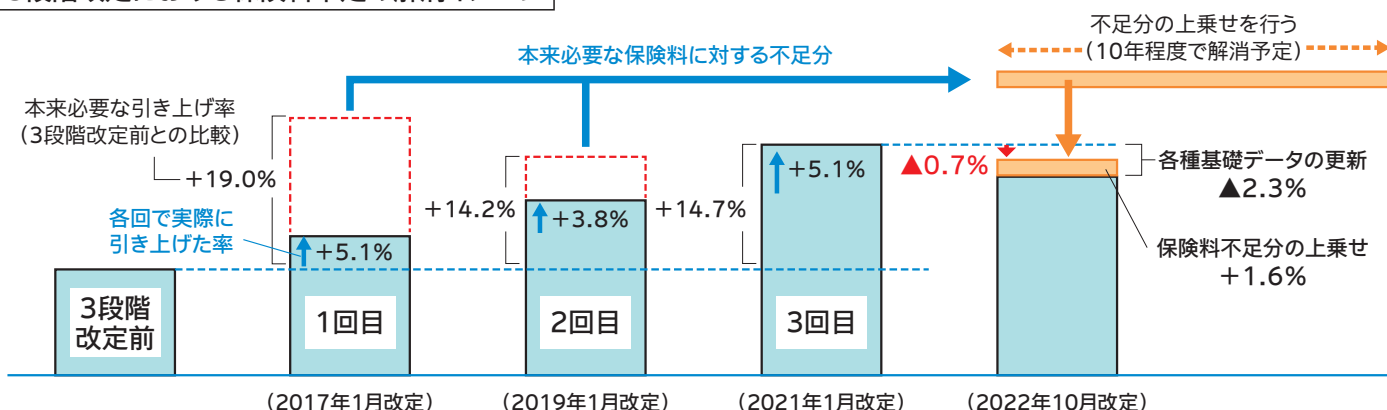
(1) 3段階改定中の保険料不足の解消(全国平均で+1.6%の引き上げ)

- 東北地方太平洋沖地震の発生を契機として料率の大幅な引き上げが必要となりましたが、1度の改定で料率の引き上げを行うと保険契約者に保険料の負担感が高まることが懸念されたため、2017年から2021年までの間に3段階に分けて料率改定を行い、本来必要な保険料水準に徐々に近づけていく方式としました。
- この方式によって、本来必要な保険料水準に達するまでの3段階改定中において保険料の不足が発生することから、その不足分については3段階改定後の改定で保険料に上乗せすることで解消する方針としていました。
- 2022年10月の改定では、この方針に基づき、3段階改定中に生じた保険料の不足分を上乗せした結果、全国平均で+1.6%の引き上げを行いました。なお、不足分の上乗せを行う期間としては、10年程度を見込んでいます。

(2) 保険料率算出の基礎となる各種データの更新(全国平均で▲2.3%の引き下げ)

- 各種データを更新した結果、全国的な地震の発生頻度の上昇による料率の引き上げ要因と、耐震性の高い住宅の普及などの効果による料率の引き下げ要因がありました。
- それらの要因を合計すると、全国平均で▲2.3%の引き下げとなりました。

3段階改定における保険料不足の解消イメージ



2. 長期係数の見直し

近年の金利状況を踏まえ、地震保険期間が5年の長期一括払の場合の保険料計算に使用する長期係数(保険期間1年の基本料率に乘じる係数)を見直しました。

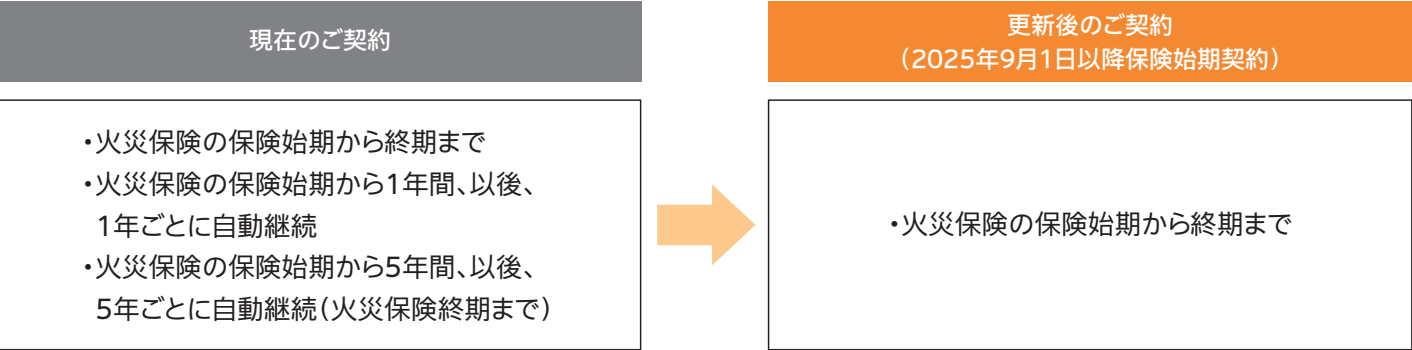
地震保険始期日	2020年12月31日以前	2021年1月1日以降 2022年9月30日以前	2022年10月1日以降
長期係数	4.60	4.65	4.70

3. ご契約方式の改定

(1)自動継続の廃止

従来は、火災保険が1年を超える場合には、地震保険は火災保険と同じ保険期間でご契約いただくほか、1年ごとまたは5年ごとに自動的に継続する方式(自動継続)のいずれかをご選択いただいております。

2025年9月の改定により地震保険の自動継続を廃止し、火災保険の保険期間とあわせてご契約いただく方式に一本化します。

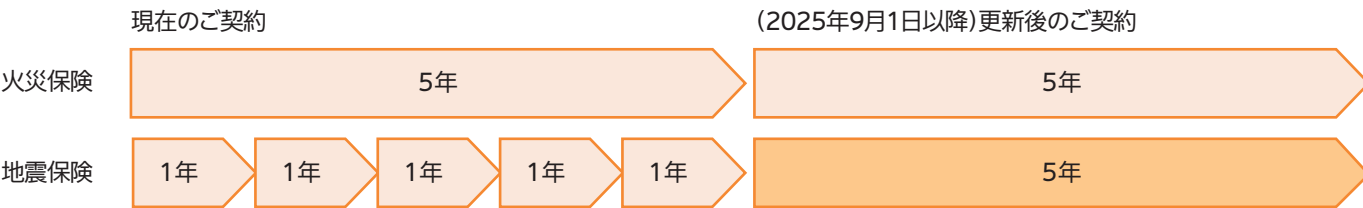


(2)おすすめする地震保険期間と払込方法

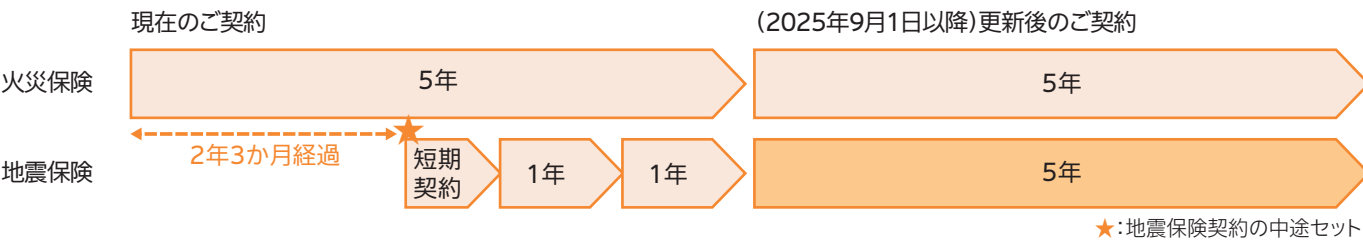
更新後(2025年9月1日以降保険始期)のご契約は、地震保険の保険期間を火災保険と同じ保険期間でおすすめします。地震保険期間のイメージは下図のとおりです。

保険料の払込方法・支払方法は火災保険と同じ方法となり、火災保険料と地震保険料はセットでお支払いいただきます。

■現在のご契約において始期から地震保険をセットしていた場合
(例:火災保険が保険期間5年で、1年自動継続により継続)



■現在のご契約において地震保険を中途セットしていた場合
(例:火災保険が保険期間5年で、2年3か月経過時点で中途セット)



<ご注意点>

更新後のご契約において地震保険の保険期間を1年間とする場合は、火災保険の保険期間も1年とする必要があります。

●このチラシは地震保険改定の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
<公式ウェブサイト><https://www.sompo-japan.co.jp/>
SOMPOグループの一員です。

お問い合わせ先

株式会社 総合保険トラストワン

〒270-0031 千葉県松戸市横須賀2-3-14
TEL:047-309-3322 FAX:047-309-3123